係る過年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0246
E_{16} ＝ 0.0249
E_{17} ＝ 0.0250
E_{18} ＝ 0.0238
E_{19} ＝ 0.0254
E_{20} ＝ 0.0255
E_{21} ＝ 0.0244
E_{22} ＝ 0.0240
E_{23} ＝ 0.0233
E_{24} ＝ 0.0126
E_{25} ＝ 0.0124
E_{26} ＝ 0.0045
E_{27} ＝ 0.0018
E_{28} ＝ 0.0021

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において

係る過年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

C　昭和 44 年度以降に建設された地下高速鉄道の建設に係る当該年度分の事業費（ただし、F に係るものを除く。）を基礎として総務大臣が算定して通知した額

D_n　地下高速鉄道の建設に係る事業費（ただし、F に係るものを除く。）の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の額のうち総務大臣が算定して通知した額

E_{13} ＝ 0.0318
E_{14} ＝ 0.0212
E_{15} ＝ 0.0246
E_{16} ＝ 0.0250
E_{17} ＝ 0.0250
E_{18} ＝ 0.0253
E_{19} ＝ 0.0256
E_{20} ＝ 0.0256
E_{21} ＝ 0.0245
E_{22} ＝ 0.0241
E_{23} ＝ 0.0131
E_{24} ＝ 0.0126
E_{25} ＝ 0.0054
E_{26} ＝ 0.0045
E_{27} ＝ 0.0018

F　地方団体がその資本金その他これに準ずるもの（以下この表において「資本金等」という。）の 2 分の 1 以上を出資する株式会社（以下「第三セクター」という。）が行う地下高速鉄道の建設に係る事業費を基礎として総務大臣が算定して通知した額

G　昭和 47 年度から昭和 51 年度までの各年度において